

令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について

1 概要

地域公共交通確保維持改善事業の事業評価とは、国の「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」に基づき、地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業については、事業評価の内容を、協議会自らによる事業の実施状況の確認、評価を行い、地域公共交通確保維持事業及び地域公共交通調査等事業にあつては、補助金の交付を受けようとする会計年度の1月末までに、地域公共交通バリア解消促進等事業にあつては、補助金の交付を受けた会計年度の翌年度の1月末までに、当該評価の結果地方運輸局に報告するとともに、公表することとされている。

栃木県地域公共交通計画の策定に当たっては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域公共交通調査等事業)を活用し、計画策定等を実施しているところであることから、今回の協議会において別紙1の「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価(案)」及び別紙2の「令和5年度地域公共交通確保維持改善事業 事業評価(ポンチ絵)(案)」を確認し、事業評価の適切性について協議を行う。

なお、事業評価における評価基準については、以下のとおり。

○ 評価基準

【事業実施の適切性】

事業計画に基づく事業が適切に実施されたかを、A、B、Cの3段階で評価する。

A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された

B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった

C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

2 事業評価(案)

別紙1及び別紙2

※ 事業を実施途中であることから、内容については、本協議会の開催時点(令和6(2024)年1月時点)の見込みで記載した。